

会議名称		平成26年度第2回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録
日 時		平成26年8月1日(金) 14時00分から16時12分まで
場 所		杉並区役所 中棟6階 第4会議室
出席者	委 員	石川委員、井上委員、柴田委員、玉村委員、西山委員、望月委員、山崎委員、横山(正)委員、市来委員、大和田委員、小川委員、奥山委員、富田委員、横山(えみ)委員、北島委員、新保委員、長谷川委員、茶谷委員
	実施機関	日暮区民課長、神保生活衛生課長、馬場杉並福祉事務所長、阿部杉並福祉事務所高円寺事務所担当課長、植田学務課長、阿出川子育て支援課長、人見スポーツ振興課長、井上地域課長、末木区政相談課長
	事務局	渡辺情報・法務担当部長、片山情報システム担当課長、齊藤政策法務担当課長、本橋情報政策課長
傍聴者		0名
配布資料	事 前	・資料1 平成26年度第1回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 平成26年度第2回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項
	当 日	・会議次第 ・委員名簿 (平成26年8月1日)

## 【会議内容】

1 平成26年度第1回会議録の確定

2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
報告第3号	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第5条の規定に基づく報告	報告了承
報告第4号	平成25年度 杉並区情報公開制度実施状況報告	報告了承
報告第5号	平成25年度 杉並区個人情報保護制度実施状況報告	報告了承
報告第6号	平成25年度 中央電子計算組織処理状況報告	報告了承
報告第7号	平成25年度 小型電子計算組織利用報告	報告了承
諮問第7号	食品衛生システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
諮問第8号	貸付資金管理システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
報告第8号	生活困窮者に対する自立支援に関する業務の登録について(新規)	報告了承
諮問第9号	生活困窮者に対する自立支援に関する業務の外部委託について(新規)	決 定

(裏面につづく)

番号	件名	審議結果
報告第 9 号	保育に関する業務の登録について（追加）	決 定
諮問第 10 号	保育等業務システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
報告第 10 号	集会施設の利用・貸出に関する業務の登録について（追加・変更）	決 定
諮問第 11 号	集会施設の利用・貸出に関する業務の外部結合について（追加）	決 定
報告第 11 号	スポーツ施設の利用・貸出に関する業務の登録について（追加・変更）	報告了承
諮問第 12 号	スポーツ施設の利用・貸出に関する業務の外部結合について（追加）	決 定
諮問第 13 号	公共施設予約システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加・変更）	報告了承
報告第 12 号	体育指導者養成に関する業務の登録について（新規）	決 定
諮問第 14 号	体育指導者養成に関する業務の外部委託について（新規）	決 定
諮問第 15 号	スポーツ指導者登録管理(小型)に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
－	番号法に伴う特定個人情報保護評価の実施について	決 定
一般報告	生活保護受給世帯への入浴券支給事業における個人情報の紛失について	報告了承
一般報告	区政モニターの個人情報（メールアドレス）の漏えいについて	報告了承

会長	本日は御多忙の中、また暑い中、当審議会に御出席いただきありがとうございます。ただいまより平成26年度第2回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催します。終了時間は御案内のとおり午後4時を予定しております。報告・諮問事項が多いため、十分に御審議いただくとともに、議事進行についてご協力いただきたいと思います。初めに委員の変更等について、事務局から説明をお願いします。
情報・法務担当部長	本日は、よろしくお願ひします。ただいま会長からお話をありましたとおり委員の変更がありましたので、御紹介させていただきます。お名前をお呼びしますので一言頂戴できればと思います。
委員	各委員から自己紹介
情報・法務担当部長	どうもありがとうございます。委嘱状は席上に配布させていただきましたので、よろしくお願ひします。また、新しい委員名簿についても配布しておりますので、ご確認いただければと思います。以上です。
会長	ありがとうございました。都合により欠席される委員の方はいらっしゃいますか。
情報・法務担当部長	本日の会議に欠席される委員は、三田委員、猪鼻委員、望月委員です。
会長	それでは議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第のとおり前回の会議録の確定を行ってから報告・諮問事項の審議に入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。初めに資料1の平成26年度第1回会議録について、事務局から修正はありますか。
情報政策課長	削除したい箇所のお願いがあります。16ページの一番下の委員の発言は、前会長の退任のご挨拶ですが、「実は」から「次第です」までは、かなり個人情報に関わる内容になっておりますので削除をお願いします。以上です。
会長	ほかに会議録について、訂正あるいはご意見等はありますか。なければ、平成26年度第1回会議録は確定ということでよろしいですか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございました。次に報告・諮問事項に入りたいと思います。情報・法務担当部長、諮問文を読み上げてください。
情報・法務担当部長	諮問文を読み上げ会長に渡す。
	(諮問文手交)
会長	諮問文をお受けいたしました。それでは報告・諮問事項の審議に入ります。初めに、報告第3号から報告第7号までについて、事務局から御説明をお願いします。
<b>報告第3号、報告第4号、報告第5号、報告第6号、報告第7号</b>	
区民課長	報告第3号について説明する。
情報政策課長	報告第4号、報告第5号について説明する。
情報システム担当課長	報告第6号、報告第7号について説明する。
会長	ありがとうございました。これから御審議いただきますが、新しく委員に

	なられた方にお願いします。当審議会の目的を明確にすることと、議案に集中して御審議いただくために、質問と意見を区別しております。意見は、区長が諮問した事項の是非についてです。「本来この政策は効果がないからやめなさい」ということは区長から諮問を受けておりませんので、その点御協力いただきたいき、この諮問についての是非について、御意見を頂きたいと存じます。ただ質問については、それを理解するためにいろいろな立場から御質問いただいて結構です。そういうことで御協力をお願いします。それでは今後の報告について、御質問はありますか。
委員	まず1ページ、報告3です。住基カードの発行枚数についてお尋ねします。以前は、他の自治体に転居した場合、住基カードは無効となっていましたが、引き続き有効と変わりました。杉並区が発行した住基カードのうち、有効なもの、発行枚数ではなく有効のものの枚数は、分かる仕組みになっていますか。
区民課長	仕組みとしては、そういう形になってはおりません。
委員	他の自治体は分からないと伺いましたが、発行枚数のうち、杉並区民に関する有効な枚数は分かりますか。
区民課長	杉並区に在住されている方の住基カードの枚数は、分かります。
委員	有効な枚数は分かりますか。
区民課長	有効な枚数は分かります。
委員	ありがとうございます。次に今度は6ページ、平成25年度情報公開請求の内容及び処理状況の報告で、非公開理由として「存否応答拒否」とあります。教育委員会の関連ですが、めったにない理由だと思います。ここに書かれている請求内容を見たところ、この非公開の理由としては、個人情報だからということで足りるよう思います。これはやはり存否応答拒否になるのでしょうか。差し支えないところで、御説明を頂きたいと思います。
情報政策課長	このケースは、区立小学校に通学している特定の児童の個人情報についての情報公開請求でした。「有るか」「無いか」を答えるだけで、その生徒に関する情報を提供するということになってしまったため、存否応答拒否とした。
委員	今の説明だけでは、まだ判然としません。例えばそれに答えると、その生徒がそこに在籍しているという情報を与えることになるから、という理解でよろしいですか。
情報政策課長	そのような理解で結構です。
委員	分かりました。次に9ページの自己情報開示請求の内容及び処理状況で、非開示理由として、「個人情報」というものがあります。自分の情報を請求している場合には、個人情報という理由で拒否されることはないと思うのですが、この場合の個人情報というのは、どなたの個人情報なのでしょうか。
情報政策課長	これは例えば、請求された方以外の個人の情報が含まれていた場合、個人情報として非開示ということになっております。

委員	ということは、御本人に関する情報が載っていた場合には、それは全て全面開示されていると受け止めてよろしいですか。つまり御本人のことだけど、もちろんそれは一般的な個人情報に当たるわけで、その場合に個人情報だからという理由で開示しないということはない。そういう理解でよろしいですか。
情報政策課長	原則的にはそういうことです。
会長	ほかに御質問はございますか。それでは質問を打ち切ります。議長が打ち切りますと宣言したら、御協力いただき質問は御遠慮いただきます。これは議事進行を図るためです。御意見がありましたらどうぞ。御意見がないようですので、報告については承認でよろしいですか。
	(承認)

会長 ありがとうございました。次に報告第8号、諮問第7号から9号について事務局から説明をお願いします。

#### 諮問第7号

#### 諮問第8号

#### 報告第8号、諮問第9号

情報政策課長	諮問第7号について説明する。 諮問第8号について説明する。 報告第8号、諮問第9号について説明する。
会長	私から伺います。「食中毒に関する業務」について、24ページの電算入力記録票の記録の項目があります。その35番に「本人及び家族の健康状態等」と書いてあります。個人情報は、制限列挙できちんと表示されなければいけないので、誤解されるような記述は適当ではありません。「健康状態等」というのは、非常に微妙な表現なのですが、内容はどういうことなのでしょうか。
生活衛生課長	今、調べております。
会長	ゆっくり調べてください。ほかの方の御質問を先に伺います。
委員	25ページの、諮問第8号について確認をします。今回、納入通知書や督促状等の記録を紙から電算化することですが、「電算入力の効果」に「納付催告などの事務処理の効率化が図られる」と書かれています。納付通知書や督促状は、一覧にするデータではないという気がするのですが、そういうものがデータに登録できることで、本当に効率化できるのかが疑問なのですが、その辺りの説明を頂ければと思います。
杉並福祉事務所 高円寺事務所担当 課長	現在システムに入っている情報が非常に少なく、滞納額がいくらかなどです。現状は紙の台帳を人ごとに出してきて、それをめくって状況がどうなのかを調べないと、納付催告などができるない状況にあります。それをシステム化することにより、この方について現状がどうなのかが、瞬時に見られるとということで、業務の効率化が図れるものと考えております。
委員	もう一つは、杉並区の電子計算組織を全て理解しているわけではないのですが、もともとのデータは中央電子計算組織によって管理されている。今回

	パッケージソフトを購入して、小型電子計算組織で使うということは、別のサーバー、別のシステムに導入するということですね。そこは、何か紐付けをして扱うことになるのですか。
杉並福祉事務所 高円寺事務所担当課長	データの移行をします。現在使っている中央電算組織のシステムは使わずに、今あるデータは新たな小型電子計算組織に移します。
委員	そうすると、今まで管理していたものは全て、小型電子計算組織に入るのですか。了解しました。効果の所に、事務処理の効率化が図られると言かれていますが、この事務処理は、今は区の職員が行っているもので、民間に外部委託しているものではないですね。
杉並福祉事務所 高円寺事務所担当課長	おっしゃるとおりです。
会長	先ほどの「等」の所は分かりましたか。
生活衛生課長	疾病の状況ということですので、「等」は必要ないと思います。大変失礼いたしました。
会長	では、「等」は削除するということでおろしいですね。
生活衛生課長	はい。
会長	では、皆さん修正をお願いいたします。24ページの記録項目の35番目「本人及び家族の健康状態等」の「等」は削除ということで、御審議いただきたいと思います。ほかに御質問はありますか。
委員	24ページの「食品衛生システム」についてです。食中毒に遭った場合に、もしかしたらすごくセンシティブな情報が、必要とされるのかもしれません。つまり、何か食べたときにどなたと一緒に食べていましたか、その相手の方も同じような食中毒になりましたか、というようなことを聞かれると、場合によっては喋りたくない、ということもあるかもしれません。そういう場合の情報は、聴取するのでしょうか。聴取するとしたら、それはこの中のどの番号になるのでしょうか。
生活衛生課長	実際に、そういうケースはあります。御協力いただける範囲で、御協力いただいております。食中毒の調査の対象者と一緒にだった方について、もし症状があるようでしたらこちらに書いてある内容について、全てお聴きすることになります。
委員	そうすると、余り言いたくないなと思ったときに別のことと言っても、結局分かってしまいますね。どこで食べたかを見れば、言いたくないというほうがかえって変で、やはり、分かってしまいます。
生活衛生課長	保健所の調査担当者には、分かってしまうことになりますが、外部に漏らすことはありません。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	23ページの食中毒の規模について、ひとつ気になったので教えていただきたいと思います。過去の件数で平成22年は6件なのに242名と、かなり多くの方が食中毒になったようですが、この事由について教えていただければ

	と思います。
生活衛生課長	平成 22 年の 200 名を超えている患者の大半を占めるのが、幼稚園で起きました餅つき大会の時のノロウイルス事故です。食べた方が非常に多く、一つの事件で非常に多数の患者が出たためです。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	次の項目ですが、よろしいでしょうか。
会長	審議事項の範囲内でしたら、どうぞ。
委員	25 ページの「応急小口資金貸付に関する業務」などについてです。先ほど他の答弁で、この件に関して外部委託はしていないということでしたが、債権回収についても外部委託はしていないのでしょうか。
杉並福祉事務所 高円寺事務所担当課長	私の説明が足りませんでした。先ほどは催告書の通知などについて、申し上げました。債権回収を外部委託しているものがあります。
委員	行政処分に当たることについては、確かに委託はできませんが、回収を委託しているなら、今回はその情報が一元管理されますので、回収業者が見ることになります。これはかなり特別な個人情報、秘密情報に当たると思われます。それについては、どのように管理するのでしょうか。25 ページのセキュリティ対策では、利用するのは担当職員のみと書いてありますが、実際には外部委託の業者は、この一元管理された全体の情報を見ることはないとですか。
杉並福祉事務所 高円寺事務所担当課長	このシステムそのものを、外部委託の業者が見ることはありません。あくまでもこの回収をお願いしますという仕組みとしては、全く変わりません。
委員	そうですが、例えば督促の電話などを掛けますが、これは私債権だから、民間委託して督促までできる。ということは、かなりセンシティブにやらなければいけない、つまり神経質にやらなければいけないと思っていますが、それは大丈夫ですね。
杉並福祉事務所 高円寺事務所担当課長	それは、今までと全く変わらず、しっかりと管理しながら、個人情報についても十分注意しながら取り組んでまいりたいと思います。
委員	今回一元管理をするというか、データにすることで、個人ごとの名寄せがかなり楽にできるようになるのではないかと思いますが、そういうことをする予定はあるのでしょうか。
杉並福祉事務所 高円寺事務所担当課長	ご質問の意味としては、いろいろな資金がありますが、そのことでしょうか。
委員	1 人が、いくつも借りているような場合です。
杉並福祉事務所 高円寺事務所担当課長	現在の資金についても、他の資金を借りていないことや、御本人の確認を取って担当課に確認をすることはありますので、それと同様の形で他の資金を借りているかどうかの確認はしたいと考えております。
委員	この件は結構です。次の質問があるのですが。
会長	どこですか。
委員	29 ページです。

会長	これは審議の範囲ですね。
委員	29ページの、生活困窮者に対する自立支援に関する業務についてです。まず法律上の定義と、次に杉並区はこの生活困窮者とされる方と、どのような経緯で出会うことができるのかを伺います。
杉並福祉事務所長	定義ということでは、生活困窮者自立支援法の対象者、ということでよろしいでしょうか。
委員	そうです。
杉並福祉事務所長	対象者は、第2条、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」となっております。出会う場合については、現在は主に福祉事務所の相談係で、そういった方々が事務所にいらっしゃるというのが現状です。
委員	どの方が生活困窮者に当たるのか。そして、どの方の個人情報を区が入手するのかは、非常に重要なことだと思います。現在は、先方からいらした方だけに対して、把握しているということですか。
杉並福祉事務所長	福祉事務所では、いらっしゃった方への聴聞により、生活保護に該当するのか、それともそれに至る前の方なのかを確認し、生活保護を受給する段階になりましたら、様々な証明書類等を用意していただき、該当性について確認をするという手続になっております。
委員	29ページに、収集する項目がたくさん並べられております。ただ、対象者がかなりいろいろな階層という言い方がいいのかどうか、いろいろな方がいらっしゃると思います。例えば、28ページの④の学習支援事業の方は、生活保護世帯です。それから、①はニートやひきこもりの方です。この方々から同じように情報を収集するのかどうか、非常に気になるところです。具体的には、例えば財産等の情報ですが、「資産の状況」、また「生命保険等加入状況」、「金融機関等借入状況」は、つまりその方が一体どれだけの財産を持っているか、いわゆるミーンズテスト（資力調査）の項目だと思いますが、ニートやひきこもりで就労支援をしてもらいたい人に対しても、このような情報を収集するのかどうかを確認いたします。
杉並福祉事務所長	この中で収入要件、経済要件を確認しなければいけない事業が、住宅確保給付金事業と、就労準備支援事業です。それ以外については必ずしも経済状況については確認をせず、本人の同意に基づいて何にお困りなのかをお伺いしながら、本人がお話ししたい内容をお聞きするということで対応する予定です。
委員	実際窓口で、どのようなやり取りをするのかをお聞きします。例えば、ニートやひきこもりの方が来られた時に、あなたは預金を幾らお持ちですか、それから不動産をお持ちではないですか、といったようなことを聞いた場合に、聞かれた側はこれを答えないといけない、若しくは答えるべきだと思って答えるかもしれません。それを、任意の聴取だというのかどうか。つまり、その場合には、この項目は答えても答えなくてもいいものなのです。もしよ

	ろしければ教えてください、というような言い方をするのかどうか、重要な点ですので確認いたします。
杉並福祉事務所長	今のお話のとおり、必要のない情報をむやみに集めることはいたしませんので、必要に応じてお聞きいたします。もちろん、今お話しした2つの事業については経済要件がありますが、それ以外のことに関して必要なないことは、お聞きする予定はありません。
委員	そうしますと、今回は29ページに、個人情報の記録の内容の項目を並べています。それに対して、支援事業が①から⑤まであります。本来でしたらこの項目は①から⑤の全部の方に聞く。この項目は、例えば②と⑤だけ聞くというような形で示されるべきものであったと、そのほうが分かりやすかったということで、よろしいでしょうか。
杉並福祉事務所長	こちらは、個人情報登録票ですので、想定される個人情報を網羅して挙げているものです。
委員	もう一度、お願ひします。
会長	これは、登録の区分がこのようになっている、と理解すればいいのですか。
杉並福祉事務所長	生活困窮者に対する自立支援事業という業務に、必要な個人情報を網羅しているものです。全てを挙げているものです。
委員	最後に確認しますが、どういった支援をしてほしいかという内容によって、この項目を聞く人、聞かなくてもいい人ということは、窓口の方はきちんと分かっていてお尋ねをする形式に、きちんとなっているのですか。間違つても、本来これは聞かなくともいいのに、つい聞いてしまった、そして、向こうはそうだと思って答え、それをメモしてしまった、这样一个事態は起こらないと考えてよろしいのでしょうか。
杉並福祉事務所長	今、厚生労働省で様々な業務のマニュアル等を作っておりますが、事業ごとのヒアリングシートもあり、そういったものに必要な情報のみを聞くような形で、整理されてくると考えております。もちろん、私どもは注意しながら取り扱っておりますが、相談ですので御本人が話したいことで、こちらが必要な相談だと思ったことについては、メモをしておくことになります。その方のお悩みの内容によっては、幅広く聞くことがあるかと思います。
会長	ほかにはありますか。
委員	同じく28ページですが、今回①から③までを改めて外部委託するということですが、そもそもこれらは外部委託する必要があるのでしょうか。
杉並福祉事務所長	これらの事業は、新法（生活困窮者自立支援法）に基づいて区直営でもできますし、外部委託でもできますが、今まで十分出来なかつた伴走的な支援を充実させるために、今回は委託という手法を取って進めてまいりたいと考えております。
委員	それは、法的にできるようになったということだけで、外部委託をして何が効率的になるのですか。
杉並福祉事務所長	新たな支援として、家計相談支援事業、また就労準備支援事業等を行って

	まいりますが、民間の専門知識を持った事業者にお願いしたほうが、職員がやるよりも更に専門的にできるというところがあります。
委員	外部委託をすることでの情報漏洩のリスクについては、どのように考えていらっしゃいますか。
杉並福祉事務所長	外部委託に際しては、30ページに記載のとおり、契約上様々な注意事項を盛り込みながら、注意深く行っていこうと考えております。
委員	このような様々な契約事項がありつつ、最近情報漏洩の問題が話題になっています。そのリスクをどのようになくしていくかと、考えいらっしゃいますか。
杉並福祉事務所長	外部委託記録票に書かれているような委託の条件は、もちろん付加します。また、専門の担当部署を設け、担当職員が常に委託の状況について確認をすることで、漏洩のないようにしてまいりたいと考えております。
委員	専門の情報漏洩監視用の部署を、新たに作るということですか。
杉並福祉事務所長	情報漏洩だけではなく、この事業が円滑にまた効果的に実施できるように、専門の部署を設けるものです。
会長	外部委託についてのセキュリティ、プライバシー侵害についての監視も入ると理解すればいいのですか。
杉並福祉事務所長	そのとおりです。
委員	二度手間だと思います。外部委託をせずに専門の知識を持っている方から研修を受けるなどして、区の職員が行えばいいと思います。例えば、家計相談支援事業は家計管理指導などと言いながら、多重債務者の債務整理の支援などで、外部の方々が重要な個人情報を知るのです。これは、区がやるべきだと考えるのですが、なぜ区の職員がやれないのですか。
杉並福祉事務所長	家計相談については、ファイナンシャルプランナー等の有資格者、また就労支援については、キャリアカウンセリングのスキルを持った方を考えております。現在も、福祉事務所には専門員がおりますが、そういった専門の職員によって効果的にやっているのが現状です。
委員	生活困窮者の支援について伺います。社会福祉協議会でも、生活福祉資金や困窮の場合の貸付けなどのシステムがあると思うのですが、こちらは協のシステムに似ているようなところもあると思います。こちらと杉並区との相関性を伺います。
杉並福祉事務所長	御指摘のとおり、社会福祉協議会の業務とはかなり近接しております。あえて言うならば、伴走的な支援、また就労支援については、かなり力を入れていきます。また、家計相談は新たな支援事業と考えております。
委員	28ページの、「生活困窮者に対する自立支援に関する業務」についてです。新規事業として、平成27年4月1日から始められるということなのですが、ひとつだけ気になったのは、「事務事業の概要」の「規模」という項目に、相談件数が約1,700件、住居確保給付金約50件、学習支援約110件と、あらかじめこの件数が書かれていることについて、その内容はどういったものかを

	おたずねします。
杉並福祉事務所長	相談件数 1,700 件の内訳ですが、住居確保給付金は現在も福祉事務所でやっている事業ですが、それらを含めた自立相談支援として年間約 900 件です。家計相談は年間約 450 件、就労準備支援が約 50 件、その他が約 300 件という想定で、様々な現状を把握した上で平成 27 年度はこのぐらいの件数だと想定しております。
委員	では、この数字は想定される件数で、これ以上の可能性もあると考えてよろしいでしょうか。
杉並福祉事務所長	もちろん、周知状況によって、また相談が効果的に実施されることにより、口コミ等で利用は広がるということを想定し、更に件数が増えればいいとは考えています。
委員	29 ページの、個人情報登録票の中の情報なのですが、「生活状況等の情報」の下から 2 番目に「交友関係」とあります。これは、何に必要な情報なのでしょうか。
杉並福祉事務所長	生活困窮者の中にはニート、ひきこもりも含めて、精神保健福祉士等の専門員が調査していく過程で、交友関係を含めた様々な社会性についてお聞きすることもあるということで、調査項目に入れております。
委員	社会性ということは、一番仲のいい人はどこの何々さんという、実名が出てくるということではないのですか。
杉並福祉事務所長	実名が出るか出ないかということではなく、実際に外部との接触がどのぐらいあるかをお聞きします。例えば、ニート、ひきこもりですと、家族のみが相談相手という方が非常に多いですから、第三者との接触がどのぐらいあるかをお聞きするということで、実名をお聞きすることが目的ではありません。
会長	関連した質問ですが、こういうのは専門領域では「交友」と言うのですか。お友達と交わるという関係なのでしょうか。社会的に人と人とが交わる交友とは、少し意味が違うように感じます。というのは、「交友」と言うと誤解を招く表現かもしれませんね。その辺りは、専門の立場からいかがですか。
杉並福祉事務所長	交友関係の中には、友人関係、社会活動や所属機関なども含めて、交友関係とまとめております。
会長	そういうものは「交流」と言いますが、社会福祉の関係では、「交友」と言うのですか。分かりました。ほかに御意見はありますか。
委員	28 ページについて様々な意見がありましたが、この自立支援事業を核として、伴走的な支援体制ができたことは、私は大変評価しております。今まで、様々な悩みを持っていても、専門的な方の意見がどうなのだろうかと常に思っていましたので、今ここでこのような形で区の対応ができたことを大変高く評価しております。 職員が勉強したらいかがですかという意見もありますが、やはりここには専門的な方が必要であり、また、常にそういう方々は対象者に対する守秘義務

	務を持っていますので、私はその辺りはそんなに心配はしていません。ただ、情報漏洩に関しては、区は万全の体制で取り組んでいただきたいと思っていきますので、よろしくお願ひします。
会長	ほかに御意見はありますか。区民の方はよろしいですか。
委員	<p>一言意見を申し述べます。生活困窮者に対する自立支援に関する業務で、聞かなくてもいいような情報まで、得てしまうことがあり得るのではないか、という意見がありました。その懸念がまだ払拭されておりません。そこは、きちんとやっていただきたいと思います。</p> <p>それから前回も言いましたが、例えば性別です。私たちは習慣として男が先にきて、男、女とどちらかに○をさせることになっていますが、これは女、男でもいいわけです。最近では、「男」、「女」、「その他」という書き方をしている所もあります。つまり、もしかしたらニートやひきこもりの中には、性自認の問題があり、社会に出て行きにくい方もいらっしゃるかもしれません。そういういたセンシティブなことについては、配慮をしていただきたい。ですから、聞かなくてもいい情報は手に入れないし、もしかしたら本人が言いたくないかもしれないことも、聞かれた側は答えなければいけないと思うのが通常なのですから、そこはそれに従事なさる皆さんができるだけ配慮をしてやっていただきたいと思います。</p>
会長	ほかにありますか。
委員	確認なのですが、意見というのは諮問事項の8号と9号に対する意見、でよろしいのですか。
会長	そうです。諮問第8号、第9号です。
委員	<p>諮問事項8号についてですが、現状納付催告などの事務処理は、民間ではやられていないということですので、こういった情報が個人情報として登録されるのは良いと私も思います。今後、こういった重要な情報を民間に外部委託するようなことは、情報漏洩のリスクが高くなりますので、しないほうがいいと考えます。</p> <p>諮問第9号についてです。事業の実施方法について、①自立相談支援事業、②住居確保給付金事業、③家計相談支援事業が今回外部委託により実施されますが、個人情報のかなり核となる部分を扱う事業です。外部委託することにより、個人情報が外部に漏れ、個人に対する様々な被害が発生する危険性があります。こういった事業は外部委託をせずに、区の職員がしっかりと行っていくものと考えます。また、人数や技術が必要であるのであれば、区の職員として雇入れたり、杉並区の職員をそういった専門知識が持てるようになっていくといった対応で、十分できることだと考えております。実際に、この自立支援相談事業などは、必要な事業だとは思いますが、外部委託は必要がないと考えます。やめたほうがいいと思います。以上、意見です。</p>
会長	ほかにありますか。
委員	今の意見に関連して、最近委託先における、大量の漏洩事件が社会的にも

	大きな問題となっております。意見としては、委託をするか否かと合わせて、委託先における適正な情報の取扱いについての監督等についても、適切に実施されることが必要かと思います。
会長	<p>ほかにありますか。情報収集について慎重に扱うことと、外部委託についての漏洩についての懸念も御発言がありましたが、全体としては異議ないと受け止めまして、報告第8号は報告を受けたものとし、諮問第7号から諮問第9号は決定とすることとします。ただし、今御発言があったことについて、運営に当たっては、参考にしていただくということで、よろしいですか。ありがとうございました。大分時間も過ぎましたので、進行に御協力をお願いいたします。</p> <p>次に報告第9号から報告第12号、諮問第10号から諮問第15号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>報告第9号、諮問第10号</p> <p>報告第10号、報告第11号、諮問第11号、諮問第12号、諮問第13号</p> <p>報告第12号、諮問第14号、諮問第15号</p>	
情報政策課長	<p>報告第9号、諮問第10号について説明する。</p> <p>報告第10号、報告第11号、諮問第11号、諮問第12号、諮問第13号について説明する。</p> <p>報告第12号、諮問第14号、諮問第15号について説明する。</p>
会長	それでは、御質問を頂戴したいと思います。
委員	<p>32ページです。保育に関する業務について、「保育の必要性の認定の概要」の中で「新制度では、子ども・子育て支援法に基づき、これらの仕組みを整理し、保護者に対する個人給付を基礎とした一つの体系に整理されることとなる。」ということを前提にこの審議をすることになっています。</p> <p>これから的新制度では、施設型給付以外に私学助成がそのまま残るはずなので、一つの体系に整理されるということを前提で、この内容を審議するはいかがなものかと思いますがいかがですか。</p>
子育て支援課長	委員がおっしゃるように、幼稚園についてはこのまま現行の私学助成が残るものもありますが、新制度で給付の適用になる事業者もあります。そのような所については、この必要性の認定を受けていただき給付することになりますが、確かに旧制度のふたつのものは残るので、基本的には新制度に基づいて体系付けていくものと考えているところです。
委員	この文章ですと、全ての幼稚園や保育園が一つの体系に整理されることになる、と取れますか勘違いでしょうか。
子育て支援課長	引き続き新法が適用されないものについては、現行のこの制度でも適用されませんので、そのまま引き続き利用されるものと存じています。
会長	記述はこちらでよろしいのですか。
子育て支援課長	こちらでよいと思います。
委員	もう一つです。保育の必要性の認定を行うために、33ページに個人情報の

	記録の内容があります。認定区分の「1号 認定」の場合は幼稚園を通して市区町村に認定を申請することになっています。この情報については、幼稚園が集めて市区町村に出すのですか。そうではなく、申請を受けて改めて市区町村が申請した保護者に対して、あるいは利用者に対して、このようなことを聞き取りするのですか。
子育て支援課長	今の制度の中では、新制度の対象となる幼稚園については、利用者は園を通じてこちらに申請をしていただくことを想定しています。こちらからの認定決定通知については、こちらから各個人に送ることを予定しているところです。
委員	この内容を幼稚園が全部集めて、区を持って行くということですか。これだけの個人情報を、普通一般の幼稚園が集めるのですか。
子育て支援課長	園を通して送っていただくことを、想定しています。
委員	これは意見になりますが、これだけの情報を園が集めるのはいかがなものかと思います。
会長	それは、また後で御意見としていただきましょう。今のが、質問だとするとどのようにになりますか。集めなければいけないのか、ということですか。
子育て支援課長	基本的にはそのような制度設計になっていきますので、そのようなことでお願いをしたいと考えているところです。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	<p>32ページの「事務事業の概要」の内容で、「個人情報登録」について「出産予定日」を「妊娠・出産状況」に変更する、となっています。妊娠、出産というと中絶や流産、妊娠中毒症などいろいろなことがあります、どの辺りまでのことを情報として収集するとお考えですか。</p> <p>また33ページの「個人情報登録票」の項目に、「心身等の情報」の1番下に「容姿」とありますが、この容姿というのはどのようなことで、この情報を必要とされているのかお伺いします。</p>
子育て支援課長	<p>保育を必要とする事由の所に、妊娠中であるか又は出産後間もないことが保育の必要性の認定に必要でありますので、今回出産予定日から「妊娠・出産状況」に変えさせていただいたところです。</p> <p>また「容姿」については既に個人情報登録していましたが、例えば、虐待とまではいきませんが、そのようなところの確認をするためにこれまでに収集してきたものです。お子さんが入れ墨をされているなど、そのようなケースがあったことを確認するために登録をしています。</p>
委員	「容姿」については理解しました。「妊娠・出産状況」に関しては、妊娠したか、出産したかということを聞くということで、細かい内容に関しては情報として収集しない、と認識をしてよろしいでしょうか。
子育て支援課長	こちらについては、保育が必要かどうかということの確認です。妊娠中であるか、又は出産後間もないことを確認しているところです。
会長	ほかに御質問はありますか。

委員	33 ページです。「心身等の情報」の中に「生育歴」の「れき」が「暦」になっていますが、これでよいのですか。歴史の「歴」の間違いでしょうか。
子育て支援課長	間違います。失礼しました。
会長	歴史の「歴」ですね。
子育て支援課長	はい。
会長	そのように修正してください。ほかにありますか、ないようですね。では、御意見はありますか。
委員	意見として申し上げます。33 ページの「個人情報の記録の内容」です。例えば、「財産等の情報」を、一幼稚園が集めてよいものかどうか非常に疑問に思います。それ以外にも、ここにある情報を市区町村が集めるのであればよいのですが、一つの民間団体である幼稚園が集めてよいのか、ということは疑問に思いますので御検討いただきたいと思います。
会長	ほかに御意見はありますか。ないようです。それでは、大部分の方は御意見はありませんので本件は報告については了承し、諮問については決定とします。ただ、取扱い情報が大変多いので、その取扱いについては慎重を期すという配慮をしていただく、というお願いをしておきます。 以上をもちまして、報告及び諮問は終了をします。ここで答申をしていきたいと思います。なお、事務的なことで、いろいろまだたくさん残っているようです。諮問事項について答申をしていきたいと思います。これから答申案をお配りします。
	(答申案文配布)
会長	事務局から答申案文が配られましたが、内容の御確認をお願いします。御審議の過程で御承知のとおり、諮問については異議がないものということで結論を出していますので、そのように作らせていただきました。この内容でよろしいですか。
委員	諮問第 10 号について、先ほど委員からも意見がありました。私も、もっともな意見だと思いました。そういう意見については、この答申にどのように反映されているのでしょうか。
会長	従来より、会議録にきちんとそれを載せて、実施に当たって主管課は、それを参考にするという形で運用をさせていただいている。このように委員の御発言は、きちんと主管課に伝わっています。その点は大丈夫です。そのように取扱ってきています。 御異議がないようですので、これで決定とさせていただきます。これを情報・法務担当部長にお渡しします。
	(答申文手交)
会長	それでは、次に「一般報告・その他」に入ります。「番号法に伴う特定個人情報保護評価の実施について」、事務局から御説明をお願いします。
番号法に伴う特定個人情報保護評価の実施について	
情報政策課長	番号法に伴う特定個人情報保護評価の実施について説明する。

会長	<p>長い説明をどうも御苦労様でした。要約すると、5月に番号法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）ができる、この法律により各地方自治体でも、ある一定以上のシステムについては第三者の点検が必要である。それについては、杉並区としては部会を作つてやつていただきこうという素案が、審議会に出されたわけです。審議会の取扱いとしては、私がそれを受け、皆さんにこういう案でいかがでしょうか、と今お出ししています。区長から諮問を受けているのではなく、これは審議会で決定しますから、私の責任において皆さんにお諮りしているという位置付けです。ですから、御質問を頂いても何でも結構ですが、私の責任において、審議会にこういう部会を作るとします。そして所掌事務は、今、事務局から説明がありましたが、資料45ページの(2)①～③のとおりです。ただし、報告は審議会にしてもらいます。そして、杉並区は審議会から、区長に答申するとなっています。こういうような、いわば二重構造的な第三者点検について、いかがかということです。</p> <p>繰り返しになりますが、審議会で部会を作るかどうかをお諮り、御審議を頂きたいと思います。決まりましたら、部員と部会長は、会長が指名することに条例でなっていますので、私、せん越ですが決めさせていただくということです。</p> <p>部会に必要な事項というのは、審議会で定めるということですから、45ページの(2)①～③がそれに当たるわけです。そういうことで、一つお願いしたいことは、部会の設定を中心にして御質問や御意見を頂けたらと思いますが、いかがですか。</p>
委員	<p>今、会長からお話があったのですが、特定個人情報保護評価の第三者点検について伺います。重複する部分もあるかと存じますが、重要な部分なので、これに関してはどのような内容について、またどのようなスキルや資格を持った方が点検を行うと想定されているのか、まず1点お聞かせください。</p>
情報政策課長	<p>内閣府の「特定個人情報保護評価指針の解説」によりますと、第三者点検は、区が作成した評価書について、適合性と妥当性の2つの観点から審査を行うものとされております。</p> <p>適合性は、指針に定める手順等に適合した評価を実施しているか、確認をするものです。点検内容としては、実施主体や実施手順、時期の適合性や全項目を網羅した評価を行っているか等が観点となります。妥当性の評価については、評価の目的等に照らして、妥当かを評価します。具体的な点検内容としては、区が当該情報のリスクを軽減するための、措置の実施主体として妥当か。特定個人情報ファイルを取扱うプロセスにおいて、漏えい、その他の事態を発生させるリスクを、事務の実態に基づき特定しているか。さらに、リスクの軽減策として講ずべき措置について記載が具体的か、等が観点になっております。</p> <p>非常に詳細かつ専門性の高い内容の点検を、行っていただくことになりますので、「指針の解説」におきましても、第三者点検を行う者は、個人情報に</p>

	関する学識経験のある者、情報システムに知見を有する者等を想定しております。
委員	今のお答えのとおり、点検の内容は、かなり専門性を要するということですが、区では部会のメンバーの構成については、どのようなお考えを持っておられるのですか。
情報政策課長	先ほども御説明しましたが、第三者点検において情報セキュリティや情報システムの知識に基づいて、評価書にあるリスク分析や、リスク軽減の措置が、指針の適合性・妥当性の観点において適正であるか、客観的に点検していただく必要があります。先ほども申し上げたとおり、指針の解説にも第三者点検は、個人情報保護に関する学識経験のある方、情報システムに知見を有する方を想定しておりますので、点検は、学識経験者の委員にお願いすることが適當であると考えております。
委員	この審議会の中から学識経験者の皆様にということですが、ということは人数感、ボリューム感で言うと、大体4~5名のイメージでしょうか。その辺はいかがでしょうか。
情報政策課長	当審議会は学識経験者の方、区民のそれぞれの代表の方、議員の方で構成されておりますが、学識経験者の方は4名ですので、部会は4名で構成していただきたいと考えております。
委員	会長にお尋ねします。大変失礼な質問ですが、業務上必要ですでお許し願います。今、設置されようとしている評価の部会の第三者性についてです。まず、個人情報保護審議会のメンバー自体が、区長から任命されている方々ですね。ということは、区長と通じているという言い方は大変失礼だと思いますが、それなりに知っている方ということになります。つまり、全く知らない第三者ではないと私は考えております。それで言うならば、今、メンバーの中に学識経験者とおっしゃいましたが、私はむしろメンバーの中に区議会議員を入れることで第三者性が担保されると思います。言うまでもなく、区長と議員というのは二元代表制で全然違う所から選ばれています。そういった意味では、もちろん学識経験者の方にも、いらしていただかなければいけないですが、区議会議員も入れるべきであると考えますが、いかがお考えでしょうか。
会長	構成メンバーを、どう考えているかということですね。この第三者評価というのは、いわゆるコンピュータシステムをよく見て、リスクがどういうところにあるか。プライバシーの侵害が起こる可能性はどうか。今、言われた事務局の法律に基づいた評価が的確に行われているかどうか、非常に細かいところまで見ていかなければなりません。 そういう意味では、やはり学識経験者の方が的確で、しかも、大勢でやる性質のものではない。そういう意味では、事務局が今考え方を述べられたように、私の考え方には名簿の学識経験者の北島和子委員、新保史生委員、長谷川武弘委員、そして、私も参加させていただいて、この4人で重箱の隅を突く

	つくような論議をしていくのが適當ではないかと考えております。
委員	そうしますと、第三者性ということについては、どのようにお考えですか。
会長	これが第三者点検として機能する、と私は考えております。
委員	この第三者点検について、私から補足させていただきます。内閣官房で、特定個人情報保護評価を実施するに当たっての第三者性について示していますが、実施機関からは第三者の位置付けにある者が、第三者点検を行うというのが趣旨です。したがって、本来審議会そのものが第三者機関として実施点検を行うことができることになっております。しかしながら、特定個人情報保護評価については、極めて専門的な知見を有する、必要となる、とりわけ、杉並区の場合には、全項目の評価を実施するということで、極めて大変な作業が発生すると想定されます。そうしますと、第三者点検の実施機関である審議会が、そもそも第三者点検を実施することについて、かなり専門的な知識を必要とすることから、難しいというのが現在問題として挙げられております。そこで杉並区は、今回このような形で、部会に審議を依頼することで、審議会そのものが第三者ではあるが、更にその中で専門的な知見を有する専門家に、審議を依頼する仕組みになっていると思われます。この点について、実施機関から離れた第三者が、第三者点検を実施する仕組みについては、何ら問題ないと考えております。
会長	ほかに御意見はありますか。それでは、ないようですので、会長から提案させていただいた形にいたしますが、部会を設けるということとし、部会の所掌事務は、45ページの①～③とします。それが一つです。 もう一点は、もう話をしまいましたが、会長から部会のメンバーとして北島委員、新保委員、長谷川委員と私の4名で部会を構成させていただきたい。部会長については、御専門の新保委員にお願いすることにさせていただきたい。これは条例上会長が指名することになっておりますので、お含みおきいただきたいと思います。本件については以上です。どうもありがとうございました。その他の案件の「一般報告」を主管課から説明をお願いします。

#### 一般報告

杉並福祉事務所 高円寺事務所担当課長	杉並福祉事務所高円寺事務所担当課長です。生活保護受給世帯への入浴券支給事業における個人情報紛失について御説明いたします。まず、本件について、関係者の皆様に御迷惑、御心配をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。 それでは、初めに本件の概要について御説明します。杉並福祉事務所では、生活保護世帯のうち自宅にお風呂がない世帯に対して、地域の民生委員を通じて年に一度、都内共通入浴券を支給する事業を実施しています。本年、6月26日、お一人の民生委員が入浴券の配布を開始しようとしたところ、対象世帯リストと対象世帯ごとに封筒詰めした入浴券を、紛失したことに気が付きました。
-----------------------	--

	<p>そのため、当該民生委員が思い当たる場所を懸命に探しましたが、発見できなかつたことから、同日、警察に紛失届を提出しました。そして、翌 27 日、杉並福祉事務所高円寺事務所に当該民生委員がお越しになり、本件について御報告があつたということです。</p> <p>次に紛失した個人情報については、支給対象世帯リスト 1 枚です。こちらには世帯主名及び住所が記載されており、各世帯とも単身世帯でしたので 14 名分です。また、対象世帯ごとに入浴券を袋詰めした封筒 11 世帯分にも、世帯主名及び住所が記載されておりました。なお、対象世帯リスト中 3 世帯については、リスト作成後に入浴券支給対象外となつたものです。</p> <p>区の対応については、1 点目、事故の公表と謝罪について、6 月 30 日、報道機関への情報提供を行いました。また、それとともにリストに掲載された 14 世帯に対し、謝罪と経過説明を開始して、7 月 7 日までに完了しました。</p> <p>2 点目、再発防止ですが、入浴券の支給方法について検証いたします。具体的には、福祉事務所から直接対象者に支給する方法に変更することを考えております。加えて、民生委員の皆様全員に対して、改めて個人情報保護研修を行い、個人情報保護の再徹底を図つてまいります。私からは以上です。改めて、この度は本当に申し訳ありませんでした。</p>
会長	続けてお願いします。
区政相談課長	<p>続きまして、報告 2 を区政相談課から御報告します。7 月 7 日に発生した区政モニターのメールアドレスの漏えいについて御説明します。</p> <p>まず、本件について、区民の皆様はじめ、関係の皆様に御心配、御迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。</p> <p>概要については、平成 26 年 7 月 7 日午後 5 時過ぎ、区政モニターの皆様に対して、今年度実施した第 1 回の区政モニターアンケートの結果報告書がまとまりましたということの御案内をするため、15 名を 1 グループとして、メールを一斉送信しました。その際、それぞれブラインド・カーボンコピー（写し）で送信すべきところを To（宛先）で送信してしまったために、2 グループ 30 名の区政モニターの方の間で、他の方のメールアドレスが漏えいしたというものです。</p> <p>当日の夜、配信されたモニターの方から御指摘を頂きましたが、もう既にその時点では作業が終わっていたために、対応は翌日になつてしましました。翌日、対象の 30 名のモニターの皆様に謝罪と経過説明を行うとともに、報道機関へ情報提供を行いました。</p> <p>再発防止策については、個人情報の厳格な管理、保管及び適切な取扱いについて、職員に周知徹底を図るため、事務処理手順の見直しと研修を実施し、課を挙げて再発防止に取り組んでおります。既に複数の方へメールをお送りする際には、宛先ごとに送信するか、必ず BCC で送るように職員に徹底しております。特に複数の方の送信時には、2 人で確認するようにいたしました。私からは以上です。御迷惑をおかけして大変申し訳ありませんでした。</p>

会長	時間が過ぎておりますので、御質問、御意見を併せて伺いします。どうぞ御発言をお願いします。
委員	<p>一般報告 1 についてですが、今後、福祉事務所から生活保護受給世帯に直接手渡す方向で考えている、とおっしゃっていましたが、そもそも今までなぜ情報漏えいの可能性のある、ワンクッシュョンを入れたような体制を取っていたのですか。</p> <p>それから、入浴券以外に福祉事務所から誰かを介して、生活保護世帯に渡しているほかの業務というのはあるのですか。同じようなリスクがある、そういう業務があるのかどうなのか、その確認をお願いします。</p>
杉並福祉事務所 高円寺事務所担当課長	<p>1 点目は、そもそも民生委員の方の業務として、福祉事務所及び関係機関への協力というものが、民生委員法の中に記載があります。どうしてこれが民生委員を通じて始まったかというのは、昭和 50 年ごろのことなので詳細には分かりませんが、そういう観点からこうしたことが始まり、それがずっと続いてきたと考えております。</p> <p>2 点目は、ほかにそういうものを渡していないか、ということについては、生活保護受給者への法外援護そのものが、今、入浴券しかありませんので、そういう意味ではないということです。</p>
委員	是非、二度と起きないようにしていただきたいと思います。それから報告 2 について、細かい所で申し訳ありません。こういう間違いは、私がシステムエンジニアをやっていたときによくあったので、送られた先の受け取った方々に、削除のお願いのメールはされていますか。そこだけ報告になかったので確認です。
区政相談課長	経過説明の翌日になりましたが、削除の依頼を全員の方にお願いしております。
会長	ほかにありますか。
委員	<p>報告 1 ですが、大変胃が痛くなるようなことだと思います。特に民生委員の方々は、本当にボランティアとして働いてくださっていますが、この民生委員御本人は、大変かと思います。もちろん、情報を漏えいされてしまった被保護世帯の方のほうがもちろん大変ですが、どちらにとっても胃が痛いことだと思います。</p> <p>こういった場合に私はしばしば言っているのですが、情報が漏れたとしても最小限で済むような形、例えば今回リストと封筒が両方あったみたいですが、もしかして、両方、同じように情報を書いていたのかどうか。つまり、14 世帯であれば大体頭に入っている。そして、日常的にお付き合いもあるでしょうから、例えばリストのほうは名字と町だけとか、若しくは何丁目だけにすることで、少し漏えいのリスクは減らせるかと思います。</p> <p>もちろん直接渡せば一番いいことかもしれませんのが、そうではなくて、これは民生委員の方がお尋ねして渡すということが、一つの政策的効果の中にあるはずです。さらに言うと、これは情報とは関係ありませんが、法外援護</p>

	ですからわざわざ送る、これはしかも金券ですから、書留などでやると費用もかかりますし、やはりそれはなるべく避けていただきたいとも思います。2も含めてそうですが、技術的なやり方で 100%は無理ですが、かなりの程度は防げると思いますから、それは是非やっていただきたいと思います。以上です。
会長	ほかにありますか。
委員	今の意見に関連しますが、「検討する」という返事をもらいまして、前向きに進めるということとなると、例えば、決定するのかしないのか。この辺の言葉が曖昧ですが、これはどのように考えればよろしいですか。検討するということは、要するに実施をするのか。実施をする方向で進めていくのか。今までどおり、また民生委員にお任せするのか。検討するというのは、すごく曖昧な言葉ですが、その辺についてお答えください。
杉並福祉事務所 高円寺事務所担当課長	別の委員からは、民生委員を通じてというお話がありましたが、直接対象者の方に渡るような形で、来年はお渡しできるようにしたいという方向で考えております。
会長	ほかにありますか。ないようですね。それでは、これは報告を聞いたということにしておきたいと思います。本日は少し時間がオーバーしてお詫びいたします。本日の議題は以上です。事務局から何かありますか。
情報政策課長	次回の審議会の日程は、10月 31 日(金)午後 2 時からを予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。
会長	よろしくお願ひいたします。以上で、第 2 回情報公開・個人情報保護審議会を、終了いたします。御協力ありがとうございました。